

「あっせん委員会」の運営状況（令和6年4月～6月中）について

令和6年4月～6月中のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

(1) 新規申立件数

あっせんの申立件数は1件。

(2) あっせん手続件数

あっせんの手続件数は0件。

2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

あっせん申立事案のうち、1件が終結（詳細は別紙のとおり）。

あっせん手続件数

(単位：件)

	令和6年4～6月中
前四半期係属件数 (A)	1
令和6年4月～6月 新規申立件数 (B)	1
令和6年4月～6月 終結件数(C=a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	0
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	1
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	0
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
令和6年6月末係属件数(=A+B-C)	1

(別紙)

事案番号	令和5年度第1号
申立て概要	遺言執行者が、相続人に相続税が課税されないことを通知したことにより、相続税の申告に係る税理士への依頼が遅れ、特急料金が課せられたことなどに関する不満
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<ul style="list-style-type: none">・遺言信託を契約していた父が死亡した。・申立人が、相手方に「相続関係説明図」の提供を要請したところ、相手方は一部の相続人(以下「A」という。)の要請を踏まえ、他の相続人の個人情報をもマスクしなければ提供できないと主張するなど、遺言執行者として相続人に対して公平かつ平等に対応しなかった。このため、申立人が相手方に支払った遺言執行者の報酬の返金を求めたい。・また、相手方はAの要請に応じて税理士との面談をセットしたが、申立人に対し当該面談に係る情報を提供しなかった。・さらに、相手方は、申立人に対する書類の送付状において、「相続税は発生しない」と断言したが、これは越権行為かつ誤りであり、その結果、申立人を含む相続人全員に相続税の申告は不要であるという誤解を生じさせた。・相手方がAと税理士の面談の情報を秘匿したため、申立人は相続税発生の有無を確認できず、また、相続税の申告期限まで1か月しか猶予がなくなり、税理士に支払う報酬が割増料金となったため、申立人が税理士に支払った報酬の補填を求めたい。・さらに、申立人は相続税の申告期限までに税務署への訪問や契約した税理士との協議、事実確認等のために仕事を欠勤せざるを得なかったため、欠勤期間(8月14日～9月4日)の日当の合計額を求めたい。
相手方信託銀行等の見解	<ul style="list-style-type: none">・相手方はAから、遺言者の妻の住所を他の相続人に知られないよう特段の配慮を求められたため、Aの同意なく申立人に相続関係説明図を交付できず、Aに確認したところ相続関係説明図の交付を強く拒否された。このため、相手方は申立人に住所をマスクした相続関係説明図の交付を提案したが、申立人がこれを拒否し、相手方がAを再度説得のうえ、申立人の税理士に相続関係説明図を交付し、申立人は税理士からそれを入手した。なお、申立人は遺言執行者から相続関係説明図の交付を受ける権利を有しておらず、相続人は住民票等をもとに自ら相続関係説明図を作成できる。相手方の行為は遺言執行者の義務に反するものではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人は、相手方が「相続税は発生しない」と断言したことが越権行為かつ誤りであると主張しているが、相手方は申立人を含む他の相続人が相続税申告の要否につき心配しているのではないかと考えて、本件送付状をもってAが相談した際の税理士の判断結果を伝えたものであり、本件送付状に記載の文言は、一般的に、「税理士の判断の結果の報告」であると理解できる内容である。 ・申立人は、相続税申告期限まで 1 か月余りしか時間がなくなったのは、相手方がAと税理士との面談の情報を秘匿したためであると主張しているが、それは、相続人全員に共通の事情である。そもそも相続税申告は納税義務者である相続人自らの責任で行うものであり、本件送付状の内容が、申立人の相続税申告の義務に影響を及ぼすことはない。 ・相手方が遺言執行を行う過程で申立人に具体的な損害は発生しておらず、本件申立は、「紛争解決手続の利用が適当でない」と認められる場合に該当する。また、申立人の請求は不適切であり、「申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合」に該当し、あっせん委員会が紛争解決手続を行わない場合に当たるので、申立人の請求には応じられない。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【あっせん取り下げ】 所要期間 6 か月 22 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 1 月 24 日開催のあっせん委員会において適格性の審査が行われた結果、当該申立てを受理することを決定。 ・申立人が海外長期出張となったため、帰国のタイミングをみてあっせん委員会を開催する予定であったが、「申立人が海外転居につき、あっせん委員会の面談に参加できなくなった」ことを理由として、令和 6 年 5 月 19 日付で、申立人から「あっせん申立て取下書」が提出された。 ・このため、「あっせんの申立ての取下げ（中略）があったとき」（苦情処理手続及び紛争解決手続等に係る業務規程第 3 6 条第 1 項第 2 号）に該当し、あっせんは終了した。